

## 南大東村定額減税調整給付金について

国の方針であるデフレ完全脱却のための総合経済対策の取組として、令和6年分の所得税及び令和6年度の個人住民税において定額減税が実施されます。定額減税の対象者で、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない方に対する補足給付（調整給付）を行います。

### 調整給付の対象者

納税者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が令和6年に入手可能な課税情報を基に算出された納税者の「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方が対象です。

※納税者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

※所得税額・個人住民税所得割額ともに課税がない方は対象外です。

### 給付額

(1)「所得税分控除不足額」 定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	—	令和6年分推計所得税額(減税前) = 令和5年分所得税額(実績)	=	(1) 所得税分控除不足額
(2)「個人住民税分控除不足額」 定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	—	令和6年度 個人住民税所得割額(減税前)	=	(2) 個人住民税分控除不足額
調整給付額 (1) 所得税分控除不足額	—	(2) 個人住民税分控除不足額	=	調整給付額 ※1万円単位に切り上げて算出

※所得税は令和5年分所得税額を用いて令和6年分所得税額を推計しています。

※令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足が生じる場合には令和7年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

### 支給までの流れ

調整給付の対象となる方に村から確認書を送付します。確認書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類等とともに、提出期限までに返送または窓口へ提出して下さい。

支給日は、令和6年11月下旬頃を予定しております。

### 申請受付期限

**令和6年10月31日（木）まで（必着）**

**※提出期限まで提出がない場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなします。**

問い合わせ先

南大東村総務課 低所得世帯給付金係

TEL 09802-2-2001